

著作権
契約書
Q&A



第2回
実話に基づく劇作
戯曲の「引き上げ」は
可能か？

弁護士・ニューヨーク州弁護士
福井健策

質問：ある海外の有名人物のエピソード（実話）をもとに戯曲を書いてほしいと依頼を受けて書いた。しかし、上演直前になつてプロデューサーと意見が対立し、戯曲を引き上げると主張したら著作権はおまえにはなくて、その実話を戯曲化する権利を持っているオレのものだとプロデューサーに言われた。それは正しいのか？ また、著作権が自分にあるとしたら、その戯曲を自分で上演することは可能か？



1 実話に基づく劇作

今回も、事務局に用意して頂いたケースを使って進めて行きましょう。「オレのもの」とプロデューサーがスコムあたり、臨場感が出ていますね。さて、実話に基づく劇作、これも問題やトラブルの宝庫です。ここではまず、題材となった「実話」は果たして誰でも自由に使えるものなのか、それとも個人の「持ち物」なのか、から考えなくてははいけません。仮に、題材である「実話」が誰でも自由に使えるものならば、「実話を戯曲化する権利」などというものは無いことになり、プロデューサーの言い分は前提から崩れます。「実話」の戯曲化には、一般に三つのケースが考えられます。

① 題材である「実話」に、現実に起きた事件だけでなく、評伝作家などの創作が含まれている場合。

ご存知の通り、歴史的な事実やナマの事件は、誰かが創作したものではありませんので著作物ではありません。よって、著作権などはそもそもありません。評伝作家がどんなに苦勞してそのエピソードを「発見」「発掘」したとしても、同じことです。誰もナマの事実を独占することはできないのです。しかし、例えば歴史小説家が、



断片的な情

報をつなぎ合わせてあるエピソードを「作り上げた」場合は、話が変わります。その場合は、話が作り直された部分に限っては著作物として守られる可能性が高くなります。仮に、題材となった「実話」がこのように誰かの著作物ならば、著作権者の許可を得なければ戯曲化できないことになり、裏返せば、「戯曲化する権利」を持っているというプロデューサーの言い分は一応根拠があることになり、

② 題材である「実話」は、現実に起きたナマの事実だけであるが、未公表の私生活上のことからだったり、個人の名誉を害する事実である場合。

例えば、あまり一般に知られていない個人の私生活上の事件であつて、普通の人は公表を望まない出来事は、プライバシーに関わります。私などは、深刻な女装癖があり、休日はローラ・アシュレーのドレスを着て出かけますが、これなどはあまり人に知られたくないことです。ちなみに、モデル小説ではモデルとなった人物について虚



実を織り交せて描きますが、本当には起きていることでも、観客が「きっとそんなことがあったんだな」と受け取るような事実を書けば、プライバシーの侵害にあたる場合があります。他方、公表された事実かどうかには一応関わりなく、人の社会的名誉を書けるような事実を戯曲化すれば、名誉毀損にあたる場合があります。さて、題材である「実話」が人のプライバシーや名誉にかかわる場合には、モデルとなった人物（あるいはその遺族）の承諾を得なければ戯曲化できません。つまり、この場合にも「戯曲化する権利」というものが有り得ることになります。

③ 題材である「実話」が、現実に起きたナマのエピソードであり、公表された事実であり、かつ、個人の名誉を害するものでもない場合。

この場合、その「実話」はまさしく誰のものでもありません。「戯曲化する権利」というものは存在しないことになり、

2 戯曲の「引き上げ」は可能か

さて、以上で「戯曲化する権利」があるかどうかはハッキリしました。ところが、こ



こまで書いておいてなんですが、実はプロデューサーが「戯曲化する権利」を持っているかどうかという点と、書かれた戯曲が誰のものかという点は、直接にはつながりません。プロデューサーが戯曲化する権利を持つていようがいまいが、書かれた戯曲の著作権は、原則としてそれを創作した劇作家のものだからです。そうして、書かれた戯曲の著作権が劇作家からプロデューサーに移るかどうかは、戯曲について著作権譲渡の合意があるかどうかによって決まります。譲渡の合意がないならば、戯曲の著作権はあくまでも劇作家のもの

しかし、これだけでは終わりません。仮に、戯曲の著作権は劇作家にあるとしても、プロデューサーから委嘱を受けて執筆を開始したということは、戯曲の上演を許可したことになりそうだからです。この点、上演料などの重要な条件でまだ妥結していない場合ならば、「まだ確定的な上演の許可はなかった」と言える余地は高まるでしょう。また、まだ契約書を取り交わしていない場合も、「確定的な合意はなかった」と多少言いやすくはなるでしょうが、絶対ではありません。確定的な上演の許可があったとすれば、一方的に「戯曲を引き上げる」ことはできないことにな

ります。ただし、この場合でもプロデューサー側に深刻な約束違反があれば、上演の許可を「解除」することで戯曲を引き上げられる余地があります。このように、戯曲についてプロデューサーに著作権を譲渡するような特別の合意がなく、しかも、まだ上演の許可が合意されていないか、上演の許可を「解除」できるような事情があれば、「戯曲の引き上げ」は可能となります。

ただし、仮に戯曲を引き上げても、上の①や②のケースにあたるために、プロデューサーが「戯曲化する権利」を持っている場合、劇作家はプロデューサーの同意がなければ、自ら戯曲を上演することもできません。なぜなら、そのような上演は、原作に対する著作権侵害やプライバシー侵害になつてしまうからです。つまり、上の①や②にあたる場合には、劇作家もプロデューサーも、単独では戯曲を上演できない訳ですね。仲良くしたいものです。

つづく

